



環手第400号
令和2年8月24日

東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川 智明 様

我孫子市長 星野 順一郎



放射能対策に要した費用の請求について（令和元年度分）

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、貴社福島第一原子力発電所の爆発事故が発生し、放射性物質が漏えいしたが、その影響が本市域にも及んだことは明らかである。

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年8月30日法律第110号。以下「特措法」という。）第44条第1項においては、「事故由来放射性物質による環境の汚染に対処するためこの法律に基づき講ぜられる措置は、（中略）関係原子力事業者が賠償する責めに任ずべき損害に係るものとして、当該関係原子力事業者の負担の下に実施されるものとする。」と規定されている。

また、原子力損害賠償紛争審査会における平成24年3月16日付け中間指針第二次追補において、同法に基づく措置に要する経費のみならず、除染等を行うことに伴って必然的に生じた追加的費用及び住民の放射線被曝の不安や恐怖を緩和するために地方公共団体等が行う必要かつ合理的な検査等に係る費用は、賠償すべき損害と認められるものとされている。

したがって、令和元年度に本市が負担した放射能対策に要した費用のうち、国・県の補助金等の交付額を除いた額と、これまでに請求した平成23～30年度分の放射能対策費用のうち、貴社から支払われていない額を、原因者である貴社が賠償すべきものとして下記のとおり請求する。

また、令和2年度以降に生じた放射能対策に要した費用については、改めて請求する。

なお、本請求に対する回答は、令和2年9月30日を期限とし、文書をもって行なうものとする。

記

請求額：432,099,409円 ※内訳については別添資料参照
(平成23～30年度請求未払い分194,049,297円を含む。なおその内、156,872,322円は原子力損害賠償紛争解決センターで和解手続中である。)

以上

我孫子市役所 環境経済部 手賀沼課 放射能対策室
住所：〒270-1146 我孫子市高野山新田193番地
電話：04-7185-2495

1. 令和元年度分

項 目	金額 (単位:円)
廃棄物処理等関係費用	
ごみ焼却灰処理費	22,715,160
ごみ焼却灰等放射性物質検査費	1,026,600
剪定枝木等チップ処分費	204,360,451
剪定枝木等チップ保管用ストックヤード維持管理費	264,000
計①	228,366,211
農産物の放射性物質検査費用	
消耗品費	6,750
計②	6,750
放射線量低減対策費用	
消耗品費	3,630
計③	3,630
人件費	
放射能対策室職員の給料等	9,536,124
放射能対策に係る時間外勤務手当	71,997
計④	9,608,121
水道水の放射性物質検査費用	
放射性物質検査費	65,400
計⑤	65,400
令和元年度分 計 (①+②+③+④+⑤)	238,050,112

2. 平成23～30年度分

ごみ焼却灰処理費	21,204,548
廃棄物に係る放射性物質検査費用	822,960
剪定枝木等チップ処分費	285,120
放射能対策室職員等の人件費	14,734,747
水道水の放射性物質検査費用	129,600
原子力損害賠償紛争解決センターでの和解手続中の経費	156,872,322
平成23～30年度分 計 (⑥)	194,049,297

平成23～令和元年度合計 (①+②+③+④+⑤+⑥)	432,099,409
-------------------------------	-------------